

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「事業場」という。）の事業主であり、現場作業、監督指導、建設設備一式、プラントの配管の業務に従事し、平成〇年〇月〇日から中小事業主等として労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に特別加入している者である。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場解体作業現場において、オイル缶を脚立代わりに使用していたところ、バランスを崩して転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）という。請求人は、同日、B病院に受診し、「左鎖骨骨折、頭部外傷」等と診断され、平成〇年〇月〇日、C病院、同年〇月〇日、D医院に受診し、「左鎖骨偽関節」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は本件災害によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日以降の期間については、療養のため労働することができなかったとは認められないとして、通院日のみ休業補償給付の対象として支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再

審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の平成〇年〇月〇日以降の期間における休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、特別加入者であるところ、引用する認定基準によれば、特別加入者の休業補償給付については、所得喪失の有無にかかわらず、『業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について』全部労働不能であることが支給要件とされている。

ここでいう全部労働不能とは、従前の業務に服することができない状態にあることをいうものではなく、「入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、上記の業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業ができない状態をいう」もので、特別加入者として労災保険の対象と認められる範囲の業務又は作業の一部でも従事できる状態であれば、全部労働不能には当たらないこととなる。

(2) 請求人が提出している特別加入申請書には、事業に係る業務の具体的内容について、「現場作業及び監督指導 AM〇:〇〇～PM〇:〇〇 建設設備一式プラントの配管」と記載されているところ、主治医であるE医師作成の平成〇年〇月〇日付け回答書、同年〇月〇日付け回答書及び同年〇月〇日付け回答書を踏まえると、請求人は、骨癒合が完全では無いことから、左肩に負荷が掛かる業務に従事することは困難であるとしても、左肩に負荷が掛からない業務で

あれば就労は可能な状態であったと判断することが相当であり、この点、請求人の申述によっても、歩行などの日常の動作や車の運転は可能であったものと判断できる。

そうすると、当審査会としても、平成〇年〇月〇日以降の期間については、上記特別加入申請書に記載されている事業のためにする行為及びこれに付帯する行為を行うことが不可能であったとみることはできず、請求人は、上記支給要件である『業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について』全部労働不能であることには該当しないものと判断する。

- (3) 請求人のそのほかの主張及び請求人が再審査請求において新たに提出した資料を含む本件における一件記録を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

なお、請求人は、上記資料における医師の診断書を根拠に、うつ病により就労できなかった旨をも主張するが、一件記録を精査するも、請求人のうつ病と本件災害との因果関係を明らかとするものは認められない。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部支給しない旨の本件処分を超えて支給すべきものはなく、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。